

# 食品安全委員会と 食品安全モニターについて



# 食品安全委員会とは？

# 食品の安全性確保についての国際的合意

世界各国の経験から、次のような考え方や手段が重視されるようになった

## ＜考え方＞

- 国民の健康保護の優先
- 科学的根拠の重視
- 関係者相互の情報交換と意思疎通
- 政策決定過程等の透明性確保

## ＜方法＞

- 「**リスクアナリシス**」の導入
- 農場から食卓までの一貫した対策（**フードチェーンアプローチ**）



2003年、国際食品規格委員会(Codex, FAO/WHO)

# 食品安全委員会の発足

- 日本でのBSE確認(平成13年9月)を契機に食品安全行政を見直し



- 食品安全基本法（平成15年7月1日施行）に基づき、同日、内閣府に食品安全委員会を設置
  - ・ 科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に**リスク評価**を行う
  - ・ リスク評価の結果などについて、関係者間で情報・意見の交換(**リスクコミュニケーション**)を行う

# 食品安全委員会の構成

## 食品安全委員会

7人の委員で構成



## 12 専門 調査 会・ WG

企画等：企画、緊急時対応、リスクコミュニケーション

化学物質系：農薬、添加物など

生物系：微生物・ウイルスなど

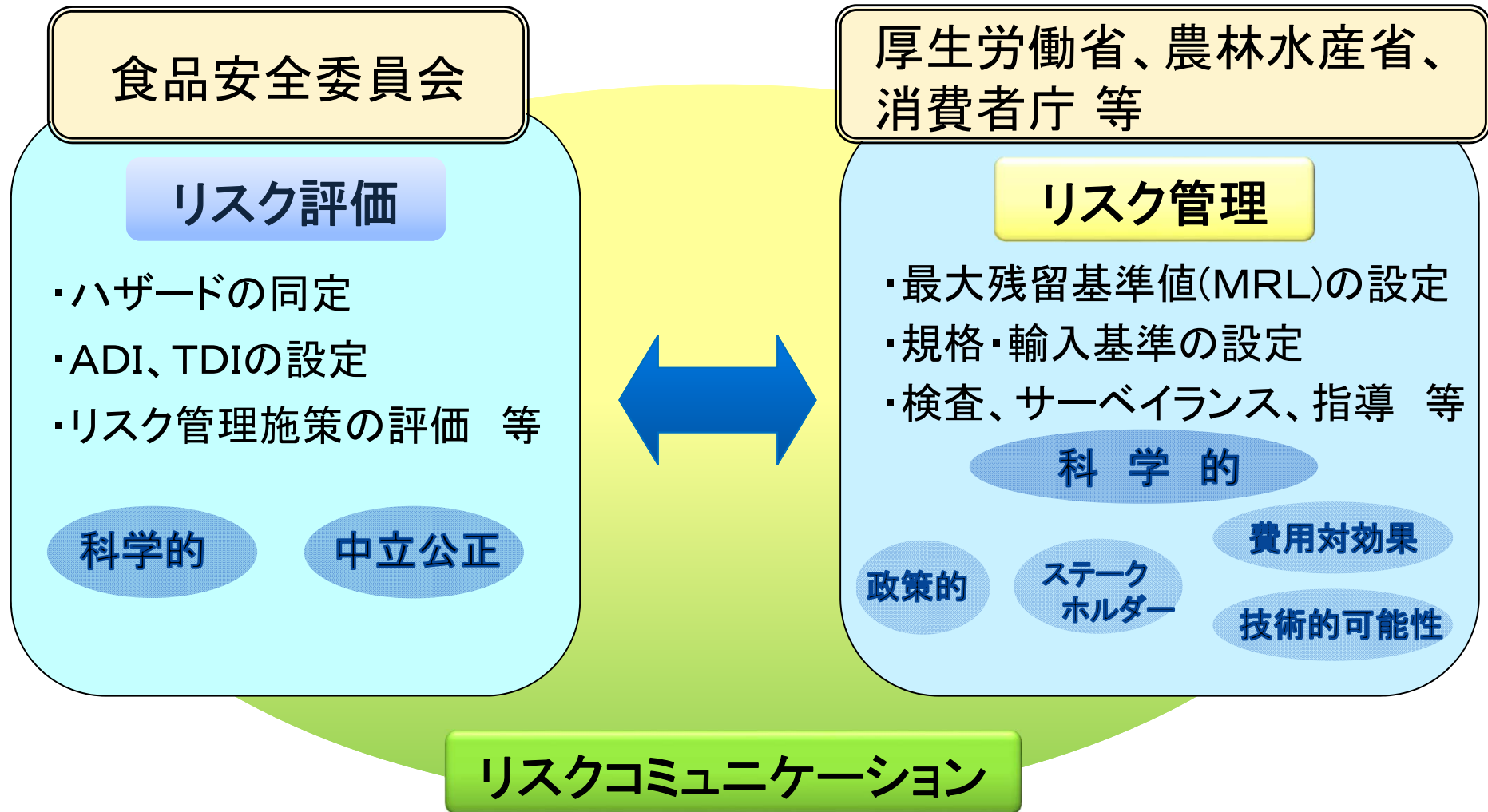
新食品系：遺伝子組換え食品など

専門委員：233名

## 事務局

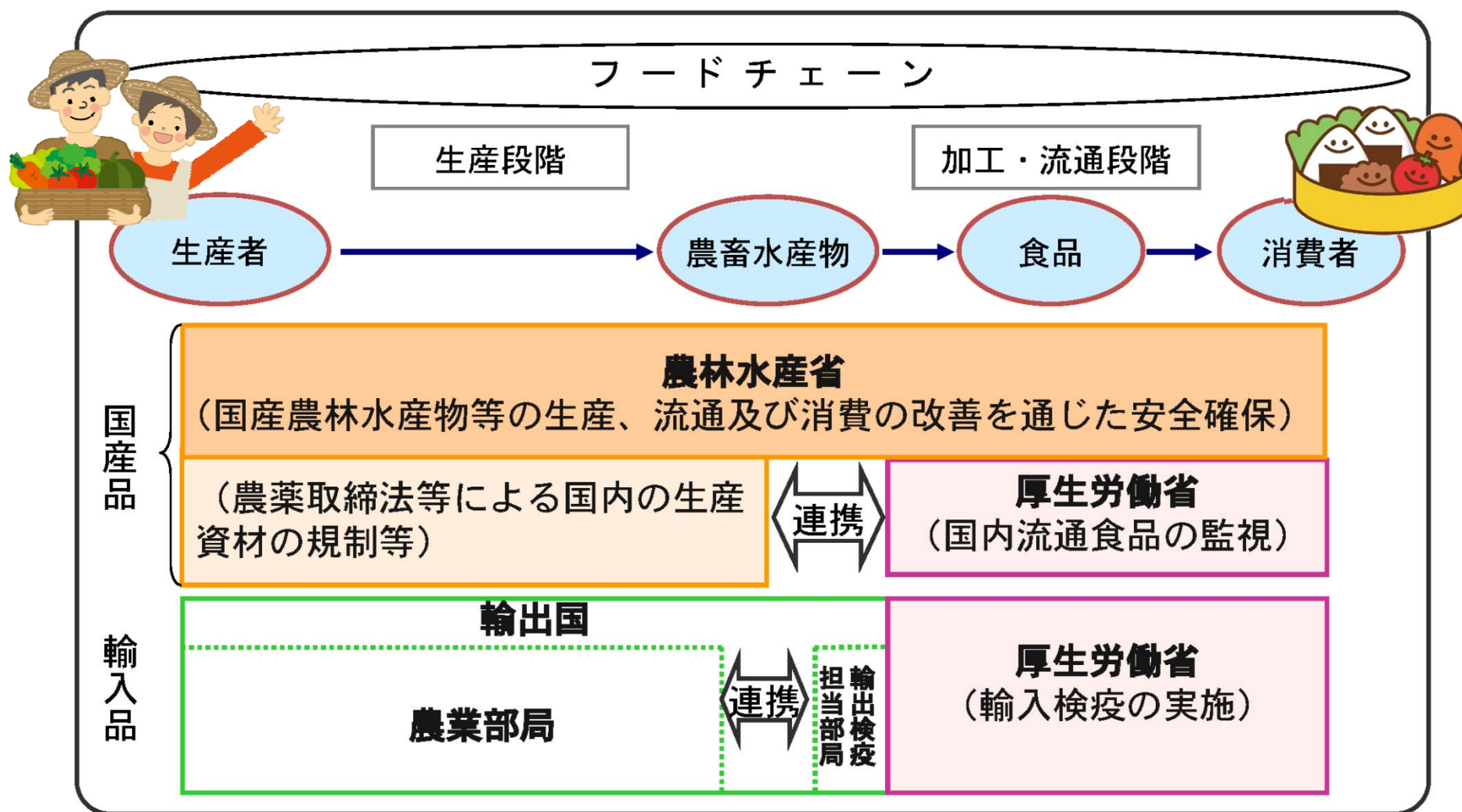
局長、次長、総務課、  
評価第1課、評価第2課、評価情報分析官、  
情報・勧告広報課、リスクコミュニケーション官

# 食品安全を守る仕組み（リスクアナリシス）



- ・消費者、事業者など関係者が相互に理解を深め、意見交換

# 農場から食卓までの安全確保の徹底 (フードチェーンアプローチ)



# 食品の安全性とは？





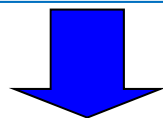
# ハザードとは??

ハザード(危害要因)

健康に悪影響をもたらす可能性を持つ食品中の生物学的、化学的または物理学的な物質・要因、または食品の状態

# リスクとは??

食品中にハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響が起こる確率とその悪影響の程度の関数



実際にはハザードの毒性とハザードの体内への吸収量によって決まる

# 食品中の様々なハザードの例

## 有害微生物等

- 腸管出血性大腸菌 O157
- カンピロバクター
- リステリア
- サルモネラ
- ノロウイルス
- 異常プリオンタンパク質

## 自然毒

- きのこ毒
  - ふぐ毒
- 等

## 意図的に使用される物質に由来するもの

- 農薬や動物用医薬品の残留
  - 食品添加物
- 等

## 環境からの汚染物質

- カドミウム
  - メチル水銀
  - ダイオキシン
  - ヒ素
- 等

## 加工中に生成される汚染物質

- アクリルアミド
  - クロロプロパノール
- 等

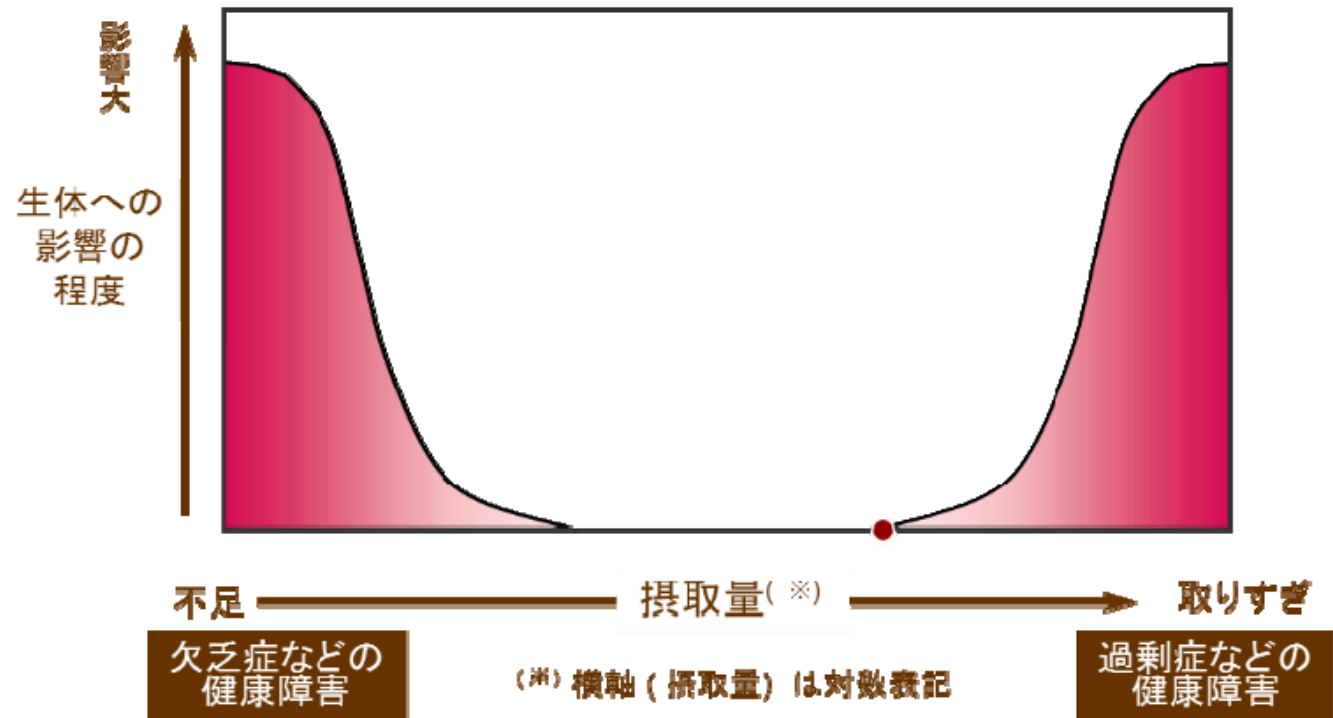
## 物理的危険要因

- 放射性物質
- 等

## その他

- 健康食品
  - サプリメント
- 等

# 食品の安全性は量の問題



→ リスク評価（安全な量の見極め等）を行い、  
それに基づいてリスク管理（基準値の設定等）を行う

# 食品安全モニターとは？

# 食品安全モニターの役割

## 1 食品安全行政の監視（モニタリング）

- ・ リスク管理機関の施策の実施状況についての報告
- ・ 食品安全委員会の活動の改善点についての提言



## 2 食品安全に関する広報

- ・ 食品安全委員会からの情報等の周知



→食品の安全性の確保に関する施策の推進を図る

# 食品安全モニターの主な活動

## 1 食品安全行政の監視（モニタリング）

### ＜随時報告（レポート）＞

- ・ リスク管理、リスク評価、リスクコミュニケーションに関する提言
- ・ **いつでも提出可（1回は！）**
- ・ HPから様式をダウンロードし、メールに添付して提出
- ・ 報告の概要を年2回委員会に報告、一部は関係省庁から回答も →HPで公開

### ＜課題報告（アンケート）＞

- ・ 食品の安全性に関する意識等に関するアンケート
- ・ **年に1回程度（メールにて連絡）**
- ・ 指定されたID・パスワードを入力し、WEB上で回答
- ・ 調査結果の概要を委員会に報告 →HPで公開

## 2 食品安全に関する広報

- ・ 家族、近所の方、同僚などに、食品安全に関する情報や考え方を伝える
- ・ 食品安全委員会からの情報
  - …モニター会議、HP、メールマガジン、Facebook、ブログ、季刊誌等
- ・ 情報提供の方法の例
  - …雑談中に話す、Facebookの記事をシェアする、季刊誌等を回覧する、勉強会や授業などで取り上げる

Facebook   Twitter



# 食品安全委員会との情報共有

食品安全委員会  
Food Safety Commission of Japan

内閣府

English Page 文字の大きさ 標準 大きく

検索

食品安全委員会(FSC)とは 会議開催予定と委員会の実績 食品健康影響評価(リスク評価) 意見・情報の交換(パブリックコメント)

重要なお知らせ

・加糖飲料に生じるアクリルアミドに関する情報 -NEW-  
・ガン・脳血管障害による食中毒にご注意ください(食中毒予防のポイント)  
-NEW-  
・ノロウイルスによる食中毒にご注意ください(食中毒予防のポイント)  
・「健康食品」に関するメッセージと報告書をとりまとめました。  
・「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について  
食品安全委員会の考え方を掲載しました。  
(食品安全委員会Facebookやブログでも情報発信しています。)  
・食品に含まれるトランス脂肪酸について  
・「食品安全委員会Facebookやブログ」でも情報発信しています。

これまでの重要なお知らせ

会議の開催、パブコム募集

・更新情報はこちらをご覧ください

2016/05/12 食品安全委員会(第808回)の開催について【開催日:5月17日(火)】  
2016/05/12 器具・容器包装専門調査会(第43回)の開催について【開催日:5月28日(月)】  
2016/05/12 農薬専門調査会(評価第一部会(第54回)の開催について【開催日:5月20日(金)】  
2016/05/12 カビ・毒・自然毒等専門調査会(第39回)の開催について【開催日:5月20日(金)】  
2016/04/28 遺伝子組換え食品等専門調査会(第148回)の開催について【非公開】(開催日:5月16日(月))  
2016/04/28 食品安全委員会(第808回)の開催について【開催日:5月10日(火)】

調査・研究活動

食品安全モニター

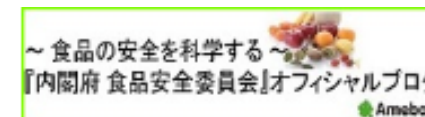
「食の安全ダイヤル」にお寄せいただいたご質問をまとめています。よくある質問とその答え FAQ  
食品安全委員会の活動に関する御意見・御問い合わせ  
関係機関の御案内

専門調査会別情報  
専門調査会委員名簿  
企画等  
添加物  
農薬  
動物用医薬品  
器具・容器包装  
汚染物質等  
微生物・ウイルス  
プリオン  
かび毒・自然毒等  
遺伝子組換え食品等  
新開発食品  
肥料・飼料等  
ワーキンググループ

「食の安全性に関する用語集」でも調べてみよう！  
職員採用情報

## 「食品安全委員会e-マガジン」

|         | 主な配信内容                                                    | 配信日             |
|---------|-----------------------------------------------------------|-----------------|
| ウィークリー版 | ○食品安全委員会の開催結果や開催案内<br>○リスクコミュニケーション(意見交換会などの開催案内)         | 毎週水曜日(原則)       |
| 読み物版    | ○実生活に役立つ情報<br>○安全性の解説<br>○食品の安全性に関するQ & A<br>○委員の随想       | 月の中旬と下旬         |
| 新着情報    | 【ホームページ新着情報】<br>○食品安全委員会の開催情報<br>○パブリックコメントの募集 など当日分の新着情報 | ホームページ掲載当日(19時) |



## ○ モニター専用のメールボックス

- ・ 食品安全に関する情報をモニター間で共有
- ・ 事務局メールアドレス宛てに送信  
→ 事務局からモニターへbccで送信

# 活動に当たっての注意事項

- 1 モニターとして活動する際は、次の事項を遵守してください。なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがあります。
  - ① モニター活動は、公正中立な立場で行ってください。
  - ② モニターという立場を利用して、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けてはいけません。
  - ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。
  - ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は与えられていません。販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく閲覧は除く）の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動はとらないよう、お願いいたします。
- 2 1の事項に反する活動などにより、食品関連業者、行政機関等に損害を与えたり、問題が発生したりした場合には、モニター個人の責任において対応いただくこととなります。

